



2024年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社ジイ・シイ企画
代 表 者 名 代表取締役社長 矢ヶ部 啓一
(コード番号：4073 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 丸山 英幸
(TEL. 043-464-3348)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、当社が提起している株式会社モビリティおよび外1名（以下「モビリティら」）に対する損害賠償請求訴訟（本訴）に対して、モビリティらから2022年6月29日付けで反訴の提起を受けていた件について社内にて精査をした結果、開示が漏れていたことが判明したため、お知らせいたします。

反訴の損害賠償請求額が適時開示基準を超えていたにもかかわらず、適時開示基準を誤認していたため、本件の開示が遅れましたこととお詫び申し上げます。今後は適時開示制度の重要性を鑑み、適時適切な開示に努めてまいります。

また、2024年3月22日、東京地方裁判所から、当社の本訴に係る請求、モビリティらの反訴にかかる請求を、いずれも棄却する旨等を内容とする判決（第一審判決）の言い渡しを受けております。

なお、今回当社に対し反訴を提起した株式会社モビリティは、2021年8月24日付の有価証券届出書で開示している特許権侵害を理由とした損害賠償訴訟を提起した会社であります。当該特許権侵害を理由とした損害賠償訴訟の状況については、開示できる段階になりましたら速やかに開示いたします。

記

- 反訴の提起がなされた裁判所および年月日
 - 裁判所：東京地方裁判所
 - 提起日：2022年6月29日
- 反訴を提起した者
 - 名 称：株式会社モビリティ 外1名（個人）
 - 所在地：東京都港区虎ノ門1丁目16番9号（株式会社モビリティ）
- 反訴の内容および損害賠償請求額
 - 内 容：損害賠償請求

(2) 損害賠償請求金額等：モビリティらに対する総額 5,000 万円及びこれらに対する令和 4 年 7 月 6 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員の支払い又は民法 7 2 3 条に基づく謝罪

4. 反訴が提起されるに至った経緯

モビリティらが、2021 年 6 月 25 日、当社の東証マザーズ市場への上場の主幹事会社に対して、東京地方裁判所に当社を被告として特許権侵害に基づく損害賠償請求を提訴したなどと記載をした通知を送付した行為に関して、当社は、2021 年 8 月 31 日付けで、モビリティらに対し、不正競争防止法等に基づき損害賠償請求をする本訴を提起していましたが、モビリティらは、当社の本訴提起が、故意又は過失によってモビリティらの権利又は法律上保護される利益を侵害し、これにより有形及び無形の損害を被ったとして、当社に対し損害賠償又は謝罪を求める反訴を提起しました。

5. 今後の見通し

第一審判決では、当社の本訴に係る請求、モビリティらの反訴にかかる請求は、いずれも棄却されております。

本件により当社業績に影響が生じることとなった場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上